



# 鳥取県公報

平成 30 年 5 月 22 日 (火)  
号外第 58 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **人委規則** 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (13) (給与課) . . . . . 2

# 人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 22 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

## 鳥取県人事委員会規則第13号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
別表（第2条関係） 1～4 略 5 三朝町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td><u>地域振興監</u> 課長 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>課長 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 6～27 略 備考 略	機 関	職	略		町長部局	<u>地域振興監</u> 課長 参事	略		教育委員会事務局	課長 参事	略		別表（第2条関係） 1～4 略 5 三朝町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td><u>統括監</u> 課長 参事 <u>次長</u> <u>局長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td><u>教育長</u> 課長 <u>館長</u> 参事 <u>次長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 6～27 略 備考 略	機 関	職	略		町長部局	<u>統括監</u> 課長 参事 <u>次長</u> <u>局長</u>	略		教育委員会事務局	<u>教育長</u> 課長 <u>館長</u> 参事 <u>次長</u>	略	
機 関	職																								
略																									
町長部局	<u>地域振興監</u> 課長 参事																								
略																									
教育委員会事務局	課長 参事																								
略																									
機 関	職																								
略																									
町長部局	<u>統括監</u> 課長 参事 <u>次長</u> <u>局長</u>																								
略																									
教育委員会事務局	<u>教育長</u> 課長 <u>館長</u> 参事 <u>次長</u>																								
略																									

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。